

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月5日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 金丸 寛 君 | 副委員長 | 清水 和弘 君 |
| | 加藤 敬徳 君 | | 清水 正二 君 |
| | 芥藤 芳夫 君 | | 内藤 久歳 君 |
| | 藤原 正夫 君 | | |

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

| | | | |
|----|---------|--|----------|
| 議長 | 長谷部 集 君 | | 伊藤 毅 君 |
| | 秋山 照雄 君 | | 横山 洋介 君 |
| | 金丸 幸司 君 | | 五味 武彦 君 |
| | 小澤 重則 君 | | 有泉 庸一郎 君 |
| | 山本 英俊 君 | | 保坂 芳子 君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|----------|--------|----------|
| 建設産業部長 | 下 笹 俊彦 君 | 上下水道部長 | 古 屋 正彦 君 |
| 建設課長 | 樋 口 充 君 | 都市計画課長 | 箭 本 太 君 |
| 農林振興課長 | 小 澤 明 君 | 商工観光課長 | 島 田 伸 君 |
| 上水道課長 | 小 林 信生 君 | 下水道課長 | 寺 島 信 君 |
| 建設総務係長 | 森 田 公 君 | 建設管理係長 | 保 坂 俊和 君 |
| 建設土木係長 | 芳 賀 康貴 君 | 整備係長 | 小宮山 尚 君 |
| 農林総務係長 | 久 保 欽一 君 | 農林振興係長 | 小宮山 厚 君 |

| | | | |
|------------|-------|----------|-------|
| 農林管理係長 | 森川嘉亮君 | 農林基盤整備係長 | 根津秀樹君 |
| 農業委員会事務局係長 | 高須秀樹君 | 商工労働係長 | 萩原和美君 |
| 上水道総務係長 | 望月新路君 | 給水係長 | 斉藤一也君 |
| 下水道総務係長 | 小松利也君 | | |

職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 岩下和也 | 書記 | 小澤裕一 |
| 書記 | 中込美智子 | | |

審査内容

1 条例等審査

議案第22号 甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件

議案第4号 竜王駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

議案第23号 市道路線認定の件

2 補正予算審査

議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

議案第10号 平成30年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第11号 平成30年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 平成30年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

3 その他

開会 午前 9時26分

○書記（中込美智子君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 改めまして、おはようございます。

昨日までの一般質問、大変ご苦労さまでした。

きょうから、常任委員会の会議が始まるということで、また、予算審議等も控えておりますが、よろしく皆様のご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（金丸 寛君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のため人数を申し上げます。

甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となっております。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査

日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例等審査を行います。

議案第22号 甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案集の93ページをお願いいたします。

議案第22号 甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件でございます。

これは、次のページ、94ページにあります提案理由にありますとおり、学校教育法の一部改正に伴い専門職大学の前期課程を修了した者を布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に明記する必要がある、また技術士法施行規則の一部改正により技術士第2次試験の専門科目が変更になったことにより条例の一部改正でございます。

中身は、申しわけございません、議会資料をお願いします。74ページになります。

新旧対照表になります。

第3条の（3）にあります布設工事監督者の資格基準の短期大学に専門職大学の前期課程が含まれることになり、同上（8）の技術士法の選択科目から水道管渠が削除されたことによるものでございます。

また、第4条の水道技術管理者も同様に、資格基準に専門職大学の前期課程を修了した者が含まれることになります。

以上が、条例の一部改正の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

清水正二委員。

○委員（清水正二君） この管理者というか、この資格を有する者というのは学校の者とい

うふうにここにあるんですけれども、この学校の、要するにそういう中にその技術者を置くということですか。それとも、別にそれを設けるということですか、技術者を。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 学校に設けるではなく、私どもの甲斐市の水道事業を行っている場合には水道技術管理者を1人置かなくてははいけない。これは施設の管理等と、また、事故等になっては給水停止とか、そういう形のほうを判断する人間ということで、その水道技術管理者を置かなければいけない。

また、管渠の布設工事をするときには、そういう事業体において布設工事監督者を1人置かなければ、そういう布設工事はしてはいけないというふうに水道法で書いてあります。

現在、甲斐市の中では、私を含め工務係長ともう1人、一応基準となる資格を持った者がいますので、その者で対応しています。

簡単に言いますと、4年制の大学で土木工学を専攻し、また衛生工学を修了した者については実務経験2年以上あれば、その技術管理者及び布設工事監督者の資格は有せられるという形の中で、その資格を持った者は一応指名といいますか、これは免状とかいうのではなくて事業管理者において指名をして、あなたはやりなさいという形の中の資格でございます。ですから、国家試験ではございませんので免状とかそういうものはございませんが、なれる資格がそういう大学を卒業して実務経験を何年かした者ということ置かなければならないという形になっております。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） この技術者の、何ていうんですか、その管理者の経験年数もそうですけれども、その資格を取りに行くのに結構時間がかかるんですよ、時間というか期間が。そこら辺のところをちょっと。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） これは、どこかの研修所に行って研修を受ければその期間が短縮になるとかそういう資格じゃございません。あくまでも最終学歴があつて、その後実務経験を何年したかによって出ると。ですから、一般の普通科の高校を出ると、10年間実務経験がないとその資格が取れないという形になります。

下水とかそういうものと、ある程度そういう事業団とか研修一月とか行けば取れるというものもあります。あと、水道の技術管理者もそちらのほうに行けば一月ほど研修に行く

とそれが短縮できるという制度がございますが、通常ですとその最終学歴によって実務経験何年でその技術管理者と、これになれる資格が出てくるというところがございます。

○委員長（金丸 寛君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） しつこくてすみません。

そういったことで、経験が、専門の大学のそういった専門のものがあれば2年の経験でできるということですね。それが今、甲斐市の中では3人ですか、その管理者となり得る資格のある人がいるという形ですよ。この学校のものの施設をするときに、この者が管理者としてそのそういったものを、何というのかな、管理者として届けるというかそういう形の記載する必要があるという、そういう意味合いの条例ですか。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 届けとかは必要ないです。事業管理者、うちの場合は市長になりますが、市長が指名をした者という形になります。それ指名をするについては、こういう学歴でこれだけの経験年数がある者しか指名できないという形のものになります。

○委員長（金丸 寛君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） 今まで、従前の資格があれば、今のこの条例改正も全然問題なくクリアできるというそういう部分ですね。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにもございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、確認です。

今説明いただいたとおりなんですけれども、甲斐市だけの条例ということになるかと思えますけれども、あくまでも国家試験ではなく、今、清水委員が質問されたような確認もするんですけれども、今度はこれがなければ市の指名、いろんな土俵には乗っかれないということをちょっと確認したいんですけれども。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） これは、市の水道事業をやるについて、こういう者がいないと水道事業をやっていけないというものでございます。その経験年数とかそういうのは、一応水道法で決まっています、それに伴いまして条例でもうたっているという形のことでございます。

ですから、甲斐市独自のこれは条例ではございませんので、日本全国水道事業をやっていくところはこういうことでやって、今の議会でもこの市町村も改正のことをやっていると思います。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これについては、今、課長も資格を、この専門大学を出ていればその資格は有するという事なのか、基本的に。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） この専門職大学を出て5年水道事業に従事すればなれる資格が生まれるということです。出ただけじゃだめということで。実質、上水道課に所属して5年間仕事すればできると。先ほど言いました、土木工学で衛生工学を専攻すれば2年とか、そういう短縮できる。また、普通高校の普通科で卒業された方は10年間なければだめということになっています。

先ほど言いましたけれども、我が今の課では上水道課では3名います。あと、ほかの課に異動した者でも1人、2人、一応資格は有するんで、また上水道課に来た場合にはその指名ができるというところでございます。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、その中で、甲斐市の中では一応その資格の前提として実務経験というのは乗っかるんだけど、その資格がある人は職員で何人いるの、全体で。いや、3人ばかりじゃない、異動があるから。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 先ほど言いましたように、今現在所属で3人、あとほかの課にいる者で2人ほどいるという形です。従前は、水川係長と、退職しましたが、彼がずっともう何十年もやってきたんで、ずっとそれをやってきたというところで、その後私が引き継いだという形になります。ですから、一応人事の関係になりますけれども、異動に際してはそういう人間を1人は配置しなきゃならないということで、その辺は当局の配慮は必要かなというところでございます。

○委員（内藤久歳君） 了解。

○委員長（金丸 寛君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 新たにこの専門職大学の前期課程を含むという項目ですよね、この専門職大学というのは具体的にどういう大学が、どういうふうなところにあって、どういうふうを指している学校ですか。

○委員長（金丸 寛君） 望月係長。

○上水道総務係長（望月新路君） 詳細にどこに大学があるとかというのはちょっと把握でき

ていないんですけれども、学校法によりまして、第4次産業革命の進展と国際競争の激化に伴って、急速に、優れた専門職、専門技能を持った人材を養成したいということで、学校法でその専門職大学というのを今回設けるそうになります。それに従いまして、前期課程を修了した者については、短大卒業と同じ扱いになりますので、今回その短期大学の後に専門職大学の前期課程というものを追加したという形になります。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） ちょっとよくわからないな。専門職大学という大学自体はないと、ないけれども、今後そういう大学ができる可能性があるかと、そういう説明ですか。

○委員長（金丸 寛君） 望月係長。

○上水道総務係長（望月新路君） そのとおりでございます。

今後、専門職大学を設立するに当たって、法の整備をするという形になります。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） そのほか、ございますか。

清水和弘委員。

○副委員長（清水和弘君） この専門職というのは、従前あったもので、今回初めて条例化がされるということなんですね。もともと仕事をするのに、水道事業やっているのに資格を持っている方が3名おいでになりますよね、今現在。これを条例化していくという定義、そういうことでいいですか。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 今回新たに作る提案で、あくまでも今まであったものの一部改正でございます。一部に、その先ほど言いました専門職大学の前期課程という文言が含まれていると、そういうことでございます。

○副委員長（清水和弘君） 追記するということですね。了解しました。

○委員長（金丸 寛君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 確認ですけれども、今からそういう専門職大学ができるということで

すよね。それに備えて法整備というか、それしたいということだと思っんですが。となると実際これが適用されるのは、例えば4月1日にできるとしても2年後もしくは4年後という形ですか、実際適用されるのは。そういう意味ですか。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） おっしゃるとおりでございます。

ちょっと時期が早いということだと思いますが、一応そういう学校教育法に改正になって、それに関連するやつが、条例を直しなさいという国のほうからの指導がありましたので、その時期になる前に、一応指導がありましたので、先にもってやりたいということで、今回提出させてもらったということでございます。

○委員長（金丸 寛君） そのほか、傍聴議員の方、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第22号の質疑を終了します。

これより、議案第22号 甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

本案について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第22号を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、議案第4号 竜王駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

樋口建設課長。

○建設課長（樋口 充君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、建設課より条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。

議案第4号 竜王駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件について、議案の15ページ、議会資料につきましては20ページから32ページになります。

本議案の提案理由につきましては、塩崎駅周辺整備が完了するのに伴いまして、竜王駅前広場の設置及び管理に関する条例の改正を行う必要がございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

議会資料20ページ、21ページをお願いいたします。

竜王駅前広場の設置及び管理に関する条例の新旧対照表がございますが、改正では題名を「甲斐市駅前広場の設置及び管理に関する条例」に、第1条中「、竜王駅前広場」を「、甲斐市駅前広場」に改めます。

第2条中の表に次のように「塩崎駅南口駅前広場」「甲斐市下今井114番7外」「塩崎駅北口駅前広場」「甲斐市下今井102番1外」を加えます。

第3条第1項中「駅前広場」を「竜王駅南口駅前広場及び竜王駅北口駅前広場」に改めまして、第2項に、塩崎駅南口駅前広場及び塩崎駅北口駅前広場に、次に掲げます附属施設を設置します。（1）タクシー駐車場（塩崎駅南口駅前広場に限る。）、（2）駐輪場、（3）掲示板を加えます。

第6条第1項中「第3条第1号から第4号まで」を「第3条第1項第1号から第4号まで並びに同条第2項第1号及び第2号」に改めまして、同条第2項中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改正する内容でございます。

条例施工日は、平成31年3月27日となっております。

なお、本条例の一部改正により、議会資料の22ページから32ページになりますが、竜王駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則につきましても、関係箇所の一部を改正させ

ていただきました。

よろしく願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは、今ここに掲げてある、今までの竜王駅南口とそれから塩崎駅が今度整備されたということで、新たに正式な呼び名というのはこういう形でやると、今まで塩崎駅については具体的にこういうものはなかったから新たにやるということでもいいのか、そういうこと。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） はい、今まで塩崎駅については駅前広場というのはございませんでしたので、今までありました竜王駅の条例へ、今度塩崎駅が整備されますのでそちらのほうを加えさせていただき、合わせた形の中で甲斐市の駅前広場という形で今回条例のほうを改正させていただきました。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1つ基本的な部分で、北口の駐車場あるよね、ここに2日以上はとめられないという規制があるよね、駐車場、それが2日以上とまった場合は、例えば仮にとめっぱなしになっちゃったと、そういう場合の措置というのは、そういう例が発生した場合どうするのか。ちょっと今思ったんだけど。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 竜王駅にある駐車場につきましてはコインメーターのあれがありまして、1時間一応無料の形で、金額が設定されまして、ずっと置いてあればそのままずっとお金がかかるような状況になっています。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 2日と書いてあって、2日以上駐車できないとあるけれども、2日以上たったものの扱いはどうするかということだろう、今これ見ててどうするかということを書いてない。例えば、不法投棄だから、2日以上の料金は2日分加算されればいいんだけど、例えばもしパジェロか何かはずっととまっていたと、それが2日以上たっていたら、市はどういう措置をするのか。こういうこともあり得るんじゃないか。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） その辺はちょっと確認させていただきますけれども、一応今うちのほうで竜王駅の駅前広場については清掃等の委託を今しているような状況でございますので、そういったところの中にもその駐車場の中に車等の関係が2日以上とかというある場合にはそのような報告を受けさせてもらうような形で取りたいと思っています。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 報告と同時にこういうところへ2日以上経過したものについてはどうするということも条例化してうたっておかないと、それ業者にお任せというわけにもいかない。その辺のところをちょっと。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 今後ちょっと検討させていただきます。すみません。

○委員長（金丸 寛君） 検討ということで。

そのほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ほかに質疑がなければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 塩崎駅の駅前広場なんですけど、短時間駐車場はないということなんですけど、実際には今南口のほうの駐車の形がとまっているところは、短時間、おりてくる人を待っていて乗せるというのを、タクシーだけではなくてやっていますよね。あれはなくなっちゃう、本当はいけないということなんですか。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 南口のロータリーの部分に、真ん中のところに区画があって、今バリケードがしてあるんですけども、そこの部分が一応タクシーの待合所という形で計画をしております。あと送迎用の車につきましては、今4台枠が書いてあるんですけども、そこを4台から5台へ送迎用の車がとめられるような形をとりたいと思って計画をしておりますので、一応その塩崎駅の南北の駅前広場については、一時的な短時間の駐車場というのとは考えておりません。

○委員長（金丸 寛君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） その短時間でなくてもいいんですけども、送迎用の駐車場というの

はあるということですね。違反にはならないというんですか、どうなんですか、そこは。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） その区画をしたところにとめていただければ、送迎用につきましてはそういうふうにしていただければと思っています。

○委員長（金丸 寛君） そのほか、傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） 下笹部長。

○建設産業部長（下笹俊彦君） おはようございます。よろしくお願いします。

塩崎駅の竣工式について都市計画課のほうから通知が皆さんのところに届いていると思いますが、また27日に竣工式を行いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 竣工式の件、部長から説明ございました。またよろしくお願ひいたします。

ほかに傍聴議員の質疑がなければ終了いたします。

以上で、議案第4号の質疑を終了します。

これより、議案第4号 竜王駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願ひします。

以上で議案第4号を終了します。

次に、議案第23号 市道路線認定の件を議題とします。

当局より説明をお願いします。

樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 引き続き、市道路線認定につきましてご説明をさせていただきます。

議案第23号 市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により、本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

議案集95ページ。位置図につきましては、議会資料の77ページから80ページになります。議案集の95ページで説明をさせていただきます。

今回認定をお願いする路線につきましては、1月15日、2月15日に開催されました常任委員会で現地視察をしていただきました路線番号618、619、319、320及び620の5路線について、今回認定のほうをお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第23号の質疑を終わります。

これより、議案第23号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第23号を終了します。

以上で、条例等の審査を終了します。

次に、補正予算の審査を行います。

議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前に、お諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、そのようにいたします。

初めに、建設課より8款土木費、5項住宅費及び13款諸支出金、1項基金費について、一括で説明をお願いいたします。

樋口建設課長。

○建設課長（樋口 充君） 引き続き、建設課から補正予算について説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議案の20、21ページ、補正予算説明書の20、21ページ及び24、25ページになります。

初めに、補正予算説明書の20、21ページをお願いいたします。

中段下の8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費について説明をさせていただきます。

補正前の3,585万5,000円に対しまして548万6,000円を減額補正し、補正後の額が3,036万9,000円になるものでございます。補正額の財源ですが、国県支出金447万1,000円は国の社会資本整備総合交付金で、市債の90万円は合併特例債で、その他財源11万5,000円は住宅使用料等現年度分の減額でございます。

内容ですが、21ページをお願いいたします。

説明欄01、市営住宅管理事業の548万6,000円につきましては減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、13節委託料につきましては、市営川辺町団地屋上外壁改修工事設計業務委託料297万円を減額するものであります。本委託料につきましては、市の単費で予定をしておりましたが、国の交付金が活用できるとのこととありますので、交付金を活用させていただき、市費の持ち出しを少なくするために減額をお願いするとともに、改めまして新年度、平成31年度の予算になりますが、お願いをする予定でございます。

15節工事請負費につきましては、市営田畑団地2号棟屋上外壁改修工事費の確定に伴い

ます251万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

中段の13款諸支出金、1項基金費、7目市営住宅事業基金費について説明をさせていただきます。

補正前の19万9,000円に対しまして4万5,000円を増額補正し、補正後の額が24万4,000円になるものでございます。補正額の財源ですが、その他財源4万5,000円は市営住宅事業基金の増額でございます。

内容ですが、25ページをお願いいたします。

説明欄01、市営住宅事業基金積立の4万5,000円につきましては、積立金4万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ご苦労さまです。

初めの、住宅管理費についてちょっと聞きたいですけれども、548万6,000円というのが減額をするんですけれども、これは川辺町団地の外壁防水工事ということなんですが、委託料と工事請負費、これで全て500何がしになるんですけれども、今の説明だと国の交付金がついたということで減額なんですけれども、この委託料のほうでちょっと内容説明をしてほしいですけれども、よろしいですか。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 委託料につきましては、川辺町の屋上並びに外壁の改修工事をするための設計を、当初30年度につきましては市の単費で計上させていただいてお願いをしていたんですけれども、来年、県と協議をしている中でこちらについても交付金がつくというお話を聞きましたので、平成30年度は申しわけございませんけれども、今回の単費のほうは削らせていただきまして、31年度に改めまして予算を計上させていただいて、交付金と市費を使いながら設計のほうをさせていただきたいと考えておりますので、今回はその委託料について減額をさせていただく形になります。

また、工事費につきましては、田畑団地の2号棟の屋上並びに外壁の工事をさせていただ

きましたけれども、こちらにつきましては、確定をしまして工事差金が出ましたので、そちらのほうは251万6,000円になりますけれども、そちらのほうは工事費の確定ということで減額をさせていただくような形になりました。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸 寛君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 確認です。委託料は設計ということでわかったんですけども、これも31年度なんだけれども、この15節の工事費のほうは田畑団地というと双葉ということで。そうよね、その内容をちょっとお願いします。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 田畑団地の工事につきましては、2号棟になりますけれども、屋上と外壁の工事をさせていただきました。その中で、当初予算を盛っていたものより、入札に伴いまして工事等の確定がしまして、251万6,000円の減額ということになります。

○委員（藤原正夫君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の質問と関連すると思うんだけど、これ要するに、交付金が出るということの確認で、こういう事業をやるたびに、例えば予算化するときそういうその補助金とかそういうものを精査して予算を組むと思うんだけど、そういうことに関してはやりながら、これについては出るよとか、出ないとかそういう事業の進める上でそういうケースってこの所管にかかわらず、そういうパターンは結構あるということか。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 事業ごとにあるかと思えますけれども、一応今回の委託につきましては、前は出なかったというお話の中で、今回県のほうへ確認をしたら設計また並びに管理、工事費についても交付金のほうの対象になるというようなお話でしたので、今回はまことに申しわけなかったんですけども、予算計上させていただきましたけれども、そちらのほうを減額させていただいて、31年度で設計、管理、工事費のほうを盛らせていただきまして、交付金のほうを活用させていただきながら事業のほうを進めさせていただきたいと考えております。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 甲斐市にとって非常に利益につながる事なんだけれども、やっぱりそういうのって、もしそういうことのあるがなければ結局単費を出さなければならないよね。

それは非常に重要なことで、やっぱりそういう情報のネットワークというか、それはやっぱり皆さんの力というか、努力というか、そういうことに非常に求められる部分だね。だから、そういう点についても今後幅広く情報収集をして、できるだけ市の出しを抑えるようなことに、当然やってもらっているとは思うんだけど、さらにやっぱりそういうことも心がけてやってもらいたいなというふうに、これは要望でぜひよろしくお願いします。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、建設課関係の質疑を終了します。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、都市計画課より、8款土木費、4項都市計画費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いします。

箭本都市計画課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課から2月補正予算及び繰越明許について、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出予算の補正についてであります。

議案書につきましては21ページ、補正予算説明書は20ページ、21ページになります。

初めに、8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の塩崎駅周辺整備事業につきまして、財源更正をさせていただくものであります。塩崎駅周辺整備事業につきましては、

国の地方創生道整備推進交付金を活用し事業を実施してまいりましたが、交付金の追加配分を受けることが可能となったことから、財源のうちの国庫支出金を500万円増額するとともに、地方債の合併特例債を470万円、また一般財源を30万円、それぞれ減額をさせていただくものでございます。

次に、8款土木費、4項都市計画費、2目幹線道路整備費の幹線道路整備事業につきまして5,650万円の減額補正をさせていただくものでございます。内容といたしましては、工事請負費2,380万円の減額、公有財産購入費1,940万円の減額、補償補填及び賠償金1,330万円の減額であります。

財源内訳につきましては、国庫支出金として地方創生道整備推進交付金3,300万円の減額、地方債の合併特例債2,230万円の減額、一般財源120万円の減額となります。内容につきましては、現在市道新町本線道路改良事業を国の社会資本整備総合交付金を活用して執行しておりますが、今年度の要望額に対し交付決定額が減額となることや、地権者の代替地取得の手続き等により用地買収が翌年度以降となることから、これに係る事業費の減額をお願いするものでございます。

なお、今回減額補正させていただく事業費につきましては、平成31年度当初予算に係る事業費をそれぞれ計上させていただき、改めて交付金要望を行い、財源の確保を図りながら事業を進めてまいります。

次に、繰越明許費の補正についてであります。

議案書につきましては22ページ、補正予算説明書は28ページになります。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の塩崎駅周辺整備事業につきまして3,391万3,000円の繰り越しをお願いするものでございます。財源内訳につきましては、国庫支出金500万円、市債2,310万円、一般財源581万3,000円であります。内容につきましては、今年度末塩崎駅の駅前広場等が完成し共用開始となる予定でございますが、JRとの道路用地等の買収に関する協議や市の光ケーブルの移設に関する関係機関との調整に日数を要しておりまして、いずれも年度内での完了が困難となることから、繰り越しの手続きをお願いをさせていただくものでございます。

以上が、2月補正予算及び繰越明許についての説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 塩崎駅は27日に竣工式はやるということなんだけれども、あとここに繰越明許する部分の工事の内容というのはどんなところをどうにするのか。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山整備係長。

○整備係長（小宮山 尚君） ただいまのご質問ですけれども、明許にする部分につきましては、まず先ほど課長が申しましたとおり、JRとの用地の買収ですね、こちらのほうが、市がJRから買う分もありますし、市がJRに買ってもらう分もあります。こちらのほうの協議がちょっと長引いていまして、こちらの予算的なものを明許させてもらうと。

あと、工事のほうなんですけれども、先ほど、光ケーブルというお話があったんですけれども、市が学校とかとつないでいる光ケーブルの仮移設を今行っていて、それは塩崎のアンダーガードをつくる時に支障になりましたので、それは仮設で今ケーブルをつないでいるんですけれども、それを本設に戻す工事なんですけれども、たまたま塩崎の北口の広場の工事を今やっているんですけれども、それが終わって3月にはそのケーブルの本設ができる予定だったんですけれども、学校と協議させていただいて、学校で3月中の光ケーブルの工事に伴う一時停止はちょっと業務に支障を来すので、できれば避けていただきたいという協議がありましたので、それで塩崎の北口、南口の開放には影響はほぼないということで明許の工事として、31年度へ繰り越しさせていただきたいということで考えております。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明の中で、JRの土地の交換とか、その分が長引いているというのはどういう理由で長引いているのか。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） こちらにつきまして、一応JRと最初に、平成24年ぐらいに基本協定というのを結ばせていただいている。その中で用地のやり取りをするという決めがあったんですけれども、一応いろんな施設の整備が終わってから、要はJRの駅舎分もありますし、市のスロープ部分もありますので、その辺の工事が、あと駅前の工事が全て終わってからその整備をしましょうということで、30年度にする予定だったんですけれども、少しJRとの調整が、測量も含めてですけれども、ちょっと長引いてしまったというところなので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは、この事業は、基本的には平成30年度に全てが完了するという工程だったよね、事業計画では。そうするとこの部分が31年度に事業するというので、計画より延びた。それで、これが全て終わるといふ見込みとはどれぐらいになるのか。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） ただいま申しましたように、工事が一部、光ケーブルが残っておりまして、あと、今JRとの土地の交渉がありますので、10月ぐらいをめどに完全に事業完了というふうにさせていただきたいと考えております。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これであとは駅の使用に関するいろいろなふぐあいというか、そういう利用者に対するこの工事が繰越明許になって長引いてくることによって、利用者に影響が出るようなことはないね。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 今のご質問ですけれども、駅舎、それからロータリーの部分、駐輪場につきましては、先ほどお話ししたように今月末には完成をして、供用を全て開始をしますので、駅の利用者に対する不便不都合というものは発生しないというふうに考えております。

この繰越しをさせていただきます事業、手続につきましては、先ほど小宮山係長のほうからも説明させていただきましたけれども、工事が終わった後の用地の確定測量、それから光ケーブルの移設、用地のやりとりなどが残るといふことでございますので、繰返しになりますけれども、駅の利用者に対しての不便不都合というのは生じないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○委員（内藤久歳君） 了解。

○委員長（金丸 寛君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） この3項目、15番、17番、22番繰越明許と言いましたよね。それで、繰越明許の中の明細ともうちょっと何かこうわかりやすく説明してくれる。比較。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） では、繰越明許の詳細について概略説明をさせていただきます。

まず、02の旅費がございます。これ、2万3,000円あるんですけども、こちらはJRと協議を……。

〔「小さいところはいいから、大きいところをして」と呼ぶ者あり〕

○整備係長（小宮山 尚君） 失礼しました。

では、まず委託料につきましては、先ほど言ったJRとの測量、あとは登記の費用とか、そういうものを計上しております。

続きまして、工事につきましては、先ほど言いました光ケーブルの移設の工事を計上させていただきます。

17節の財産購入費につきましては2,100万円、こちらはJRからの用地購入。この中で補助金がもらえる分がありますので、そちら先ほど課長が説明させていただきましたけれども、国からの追加補助をいただきましたので、この内500万円は補助金を使って、用地を買収させていただきますと考えております。

最後に、22の補償費ですけれども、こちらはその光ケーブル等の支柱がございまして、そちらが東電の電柱等にかかっておりますので、そちらの電柱も移設をしなければなりません、その費用がこちらになります。

○委員長（金丸 寛君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 繰越明許の三角の額と繰越明許した額から今度支出する分の予算と、この開きがいろいろあるよね、これ単純に比べると。ということは、当初予算に追いつかない項目があったり、余ったりする項目があったりしているという内容ですね、これは。

じゃ、質問変えます。

もし、そういうふうだと、これは国県の支出金の戻しが出るような計算になりそうなんだけれども、そこはどうですか。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） 今のご質問ですけれども、先ほど、追加で500万円いただいたということで、基本的にはいただいた補助金を返すというのは極力やりたくないんで、一応うちの試算で、用地の中でこの補助金も執行できるという計算のもとで、こういう形で予算を組ませていただいております。

○委員長（金丸 寛君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 端的に、じゃ、公有財産購入費についてだけ言うと、1,940万円を繰り越したけれども、まだ残り2,100万円はかかるという想定になっているということですね。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） いえ、2,100万円で用地が買える予定であるということです。

よろしいでしょうか。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 1,940万円しか繰り越していないけれども、一部払っているという意味、それじゃ。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） 今回の繰越の用地の金額は一応2,100万円の繰越明許をさせていただきます、こちらの金額で全てのJRからの用地が買えるというふうに、うちのほうで計上させていただいております。

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

そのほかにございますか。

小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） 今の追加で、多分1,940万円というのは幹線のほうの数字じゃないかなと思うんで、新町本線のほうだと思いますので、ちょっとまたご確認をお願いしたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） ほかに質疑がなければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 光ケーブルの移設がずれるということだと思うんですが、学校関係の事情というのは具体的には航空学園のことなんですか、どこなんですか、学校の状況とか言っていましたけれども。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 光ケーブルの件につきましては、うちの双葉中学校、双葉東小学校、やすらぎ聖苑などに行っている光ケーブルの移設ということでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（金丸 寛君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） これは当初から今月末までにやる予定だったんだけど、学校の要望を入れたということだと思うんですが、初めからこういう工事の予定というのはわかっていると思うんですよ。もう初めからその繰り越しありきというふうな感じを受けるんですが、どうなんですか。例えば、もうちょっと早くすれば年度内にできるのではないかなというこ

とがあったと思うんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） 今のご質問ですけれども、基本的にはうちも早く移設も終わりがかったんですけれども、要は光ケーブルを本設する地下配管をしなきゃならないと。それが北口の広場、南口の広場をその地下配管が通りますんで、そちらの整備が終わらないと、最終的にその光ケーブルの本設ができないと。本当はもっと計画的というか、早くできればよかったんですけれども、北口のその地下配管の整備が2月いっぱいぐらいまでかかってしまって、今終わっているんですけれども、そうすると光ケーブルを3月に予定していたんですけれども、どうしてもその先ほどの学校との調整でできなかったということが、事態のお話になります。

○委員長（金丸 寛君） そのほか、傍聴議員の。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） この周辺整備事業の中で県道の拡幅みたいなやつがあったじゃないですか、あれはもう完全に、その費用というのはこの周辺整備事業の中に入っているんですか。負担金みたいなものが多分あるんだろうと思うんですけども。実際の問題として、拡幅部分の工事というのはもう完全に終わるんですか。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） 今のご質問ですけれども、うちの周辺整備事業に合わせて県で甲府韮崎線を整備していただいているんですけれども、それに伴ってうちも一部交差点部分の市道にかかる部分はずちの費用で工事をしているんですけれども、どうも県のほうは用地交渉の遅れから一部整備が31年度にかかる様子なんですけれども、うちのほうの市道の整備部分は今年度中に終わらせる予定です。そうすると、あそこに駐在所先の交差点があるんですけれども、交差点の完成はやっぱり31年度に、県の工事が終わるまでちょっと延びるような話を県から聞いております。ただし、うちの工事は3月中には完了させる予定でおります。

○委員長（金丸 寛君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○委員長（金丸 寛君） それでは、会議を再開します。

次に、農林振興課より6款農林水産業費、1項農業費、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、13款諸支出金、1項基金費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いします。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課から2月の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、補正前の額が1,782万4,000円に対しまして、643万1,000円の減額をお願いし、1,139万3,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、農業委員会補助金の減額でございます。

続いて、内容につきましてご説明させていただきます。

01農業委員会費につきましては、農業委員農地利用最適化推進委員の報酬について活動実績及び成果実績の確定に伴う減額補正であります。農業委員農地利用最適化推進委員の報酬のうち、国の農地利用最適化交付金実施要綱に基づき支払う報酬について、当初予定より活動実績が減少したこと及び農地集積面積及び遊休農地解消面積が基準点を満たさなかったことによる減額でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費につきましては、補正前の額が9,996万7,000円に対しまして87万1,000円の減額をお願いし、9,909万6,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、農業次世代人材投資事業費補助金及び一般財源の減額と、被災農業施設復旧支援対策事業費補助金及び土地改良事業等補助金の増額であります。

続いて、内容につきましてご説明させていただきます。

まず、05自立経営体確保育成促進事業についてであります。

台風24号により被災した農業者1人と法人1社に対し、被災農業施設復旧支援事業費補助金交付要綱に基づき、交付する補助金の増額及び昨年度までは青年就農給付金交付事業とっておりましたが、今年度から名称を変更しました農業次世代人材投資事業の補助金の交付額の確定に伴う減額補正であります。なお、対象者は現在9人となっております。

次に、07有害鳥獣捕獲等対策事業につきましては、同じく台風24号の影響による倒木により獣害防止柵が破損したため12月補正をさせていただきましたが、県におきまして被災鳥獣害防除施設復旧支援対策事業を実施することとなり、その補助対象に該当することから、今回財源更正を行うものでございます。なお、補助率は30%となっております。

次に、20農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、下水道課から説明いたします。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費につきましては、補正前の額が1億9,633万2,000円に対しまして1,047万8,000円の増額をお願いし、2億681万円とするものでございます。

財源内訳のうち、その他につきましては圃場整備事業受益者負担金、上堰頭首工本復旧事業費関係自治体負担金でありまして、市債につきましては合併特例債、残りが一般財源となっております。

続いて、内容につきましてご説明させていただきます。

03県営土地改良事業につきましては、まず県営事業の農村地域防災減災事業の留置ため池の改修工事におきまして、県において地区間流用したことに伴います工事費負担金の増額及び県において2月補正するため事業費負担金を1,100万円増額補正し、平成31年度の事業執行を前倒しして実施するものでございます。また、県営事業の農村地域防災減災事業の後沢ため池の改修工事におきまして、同じく県において2月補正するため事業費負担金を増額補正し、平成31年度の事業執行を前倒しして実施するものでございます。

次に、現在行っております県営土地改良中山間地域総合整備事業の工事につきましては、事業費が減額となったため負担金を減額するものでございます。

次に、05土地改良区施設改修事業につきましては、現在行っております農村地域防災減災事業上堰地区の改修工事におきまして補助金の交付決定により事業費が確定したため、事業費負担金を増額、また、県において2月補正するため事業費負担金を増額補正し、平成31年度の事業執行を前倒しして実施するものでございます。

次に、22、23ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費につきましては、補正前の額が8,820万円に対しまして115万5,000円の増額をお願いし、8,935万5,000円とするものでございます。

財源内訳のうち、その他につきましては楯無堰頭首工復旧事業費関係自治体負担金及び楯無堰頭首工復旧事業費土地改良区負担金でありまして、市債につきましては災害復旧債、残りが一般財源となっております。

続いて、内容につきまして、01現年度農林水産施設災害復旧費につきましては、仮復旧に係る重機借り上げ料、災害復旧工事に伴う進入路の借り上げに係る経費及び土地改良事業特別賦課金を増額するものでございます。

次に、24、25ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、4目湧水対策施設建設等基金費につきましては、補正前の額1万9,000円に対しまして5,000円の増額をお願いし、2万4,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、利子及び配当金でありまして、内容につきましては、基金利子の確定に伴い5,000円を増額するものでございます。

次に、13款諸支出金、1項基金費、5目中山間ふるさと、水と土保全対策基金費につきましては、補正前の額1万2,000円に対しまして1,000円の増額をお願いし、1万3,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、利子及び配当金でありまして、内容につきましては、基金利子の確定に伴い1,000円を増額するものでございます。

次に、13款諸支出金、1項基金費、11目ラインガルテン基金費につきましては、補正前の額158万5,000円に対しまして1万9,000円の増額をお願いし、160万4,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、使用料利子及び配当金でありまして、内容につきましては、基金利子の確定に伴い1万9,000円を増額するものでございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の28ページをお願いいたします。議案書につきましては、22ページになります。

初めに、追加についてであります。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、19節負担金及び補助及び交付金でありま

して、県営土地改良事業につきましては、繰越明許費2,523万4,000円、土地改良区施設改修事業につきましては、繰越明許費2,120万円でございます。

財源内訳につきましては、県営土地改良事業につきましては、圃場整備事業受益者負担金合併特例債のほか一般財源でございます。土地改良区施設改修事業につきましては、上堰頭首工本復旧事業費関係自治体負担金のほか一般財源でございます。

内容につきましては、県営土地改良事業につきましては、先ほど県営土地改良事業において補正予算の説明をさせていただきました。農村地域防災減災事業の留置ため池の改修工事及び後沢ため池の改修工事について平成31年度の事業執行を前倒しして実施するものでありますが、年度内の工事が困難なため負担金を翌年度に繰り越すものでございます。

また、県営土地改良中山間地域総合整備事業における圃場整備事業につきましては、文化財調査における教育委員会との調整に不測の日数を要したことから、年度内の工事が困難なため、負担金を翌年度に繰り越すものでございます。

このほか、県営広域農団地農道整備事業において、県が発注した用地測量の実施に不測の日数を要し、年度内の完了が困難なため、事業負担金を翌年度に繰り越すものでございます。

土地改良区施設改修事業につきましては、県が発注した上堰頭首工の工事において、河川工作物の取り壊しに不測の日数を要したことに加え、県営土地改良事業と同様に平成31年度の事業執行を前倒しして実施するものでありますが、年度内の工事が困難なため負担金を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、変更についてであります。

補正予算説明書につきましては、29ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、11節需要費、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金でありまして、現在までに繰越明許費を7,000万円とさせていただいておりますが、35万5,000円増額し7,035万5,000円とさせていただくものでございます。

財源内訳のうち、その他につきましては楯無堰頭首工復旧事業費関係自治体負担金及び楯無堰頭首工復旧事業費土地改良区負担金でありまして、市債につきましては災害復旧債、残りが一般財源となっております。

内容につきましては、先ほど補正予算の説明をさせていただきましたが、災害復旧事業に係る事業経費の執行について年度内の工事が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、補正予算及び繰越明許費の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお

願いたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。じゃ、二、三、ちょっとお聞きします。

19ページ、節の1で、農業委員会報酬ということで643万円が減額ですけども、今の説明の中で、委員さんの活動日数が減ったということがちょっと説明の中でありましたけれども、そんな、農業委員さんのそういう経過の中でいろんなことで活動日数が減って、どのくらい減ったからこのくらいになるかという、ちょっと細かい内訳がわかりますか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） まず、農業委員会費の農業委員さんの報酬についてですけども、当初、活動実績につきましては一月当たり6,000円が活動実績に基づいて交付されるんですけども、こちらの6,000円、12カ月34人分の244万8,000円を計上していたところ、活動実績については76.5日ということで、結果的に決算見込みとなったことから45万9,000円を見込んでいるところがございます。その差額を減額をしております。

また、成果実績につきましては、こちらの成果ということで、いろいろ点数があるんですけども、新しくそちらの方が主審に、農業委員会で定めた農地集積面積とかそういったものを定めておるんですけども、そちらのほうの結果的に集積のほうが行われなかったことから、実績がゼロということで、こちらのほう報酬のほうゼロ円となることから、そちらのほう444万2,000円の減額ということになりまして、合わせて643万1,000円の減額とさせていただきます。

○委員長（金丸 寛君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） わかりました。

これは、すみませんけれども、今年度はあれなんだけれども、過去にもこういう減額補正がなかったとも記憶はないんですけども、ありましたか、そのところを確認します。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらの補助金に伴う報酬につきましては、昨年度からできたものでございまして、昨年度におきましても12月か3月で補正をさせていただきまして、ほとんどの金額を最終的に不用額という形で残ってしまったような現状でございます。昨年

度できた段階で、県のほうからも同様な金額で当初予算については計上していただきたいということで、本年度につきましては昨年度の補正させた金額とほぼ同額の金額を当初予算に計上しておりました。そのために実績が上がらず、減額をさせていただいているところでございます。

○委員長（金丸 寛君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

じゃ、その下の19節負担金補助及び交付金について、自立経営の確保ということで、ちょっとお聞きをしたいんですけども、また、今の説明で対象者が9人ということの中で、今回個人が1名、法人が1つということを説明の中であったんですけども、個人はいいとして、この法人の一つなんですけれども、名前とかそういうのは述べられますか、もし、できたらお願いしたいんですけども。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） まず、自立経営体確保のほうにつきましてはの中の青年就農給付金というのがあるんですけども、そちらのほうについては9人となっております、そちらの法人があるほうにつきましては災害、台風24号による被災のほうに伴う補助金でございます。そちらについては、法人名はあれですけども、甲斐市にあります養鶏農家、1軒しかありませんけれども、そちらの施設のほうが破損をいたしまして、そちらのほうを対象となっております。

○委員長（金丸 寛君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） よろしいです。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、農林振興課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、商工観光課より、13款諸支出金、1項基金費について説明をお願いいたします。
島田商工観光課長。

○商工観光課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

商工観光課から補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、12目地域振興基金費、補正前の額4,030万円に20万2,000円を増額し、補正後の額を4,050万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、25節積立金、01地域振興基金積み立て、サテライト双葉の売上金に対する市への負担金になります。

補正額の財源内訳であります。その他93万4,000円減額の内訳につきましては財産収入は基金利子で6万6,000円の増額、諸収入の競輪場外車券売場地元対策費については、今年度売上に対する市への負担金見込み額を4月からの実績額を基に100万円減額するものであります。

一般財源につきましては、前年度負担金の決算に伴います113万6,000円の増額であります。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、商工観光課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、下水道課より、4款衛生費、3項清掃費、6款農林水産業費、1項農業費及び8款土木費、4項都市計画費について一括で説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、下水道課より一般会計補正予算のご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費、右説明欄になりますが、08地域し尿処理施設特別会計繰出金の5,000円の減額につきましては、地域し尿処理施設特別会計への繰出金を減額するものでありまして、詳細につきましては、この後の地域し尿処理施設特別会計補正予算の中でご説明をさせていただきます。

続きまして、次の段になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、右説明欄になりますがけれども、20農業集落排水事業特別会計繰出金の18万8,000円の減額につきましては農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものでございまして、同じく詳細につきましては、この後、農業集落排水事業特別会計補正予算の中でご説明をさせていただきます。

続きまして、20、21ページをお願いいたします。

中段になりますが、8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費、右説明欄になりますがけれども、01下水道事業特別会計繰出金の3,554万9,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございまして、同じく詳細につきましては、この後の下水道事業特別会計補正予算の中でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、下水道関係の質疑を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時06分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、上水道課より、4款衛生費、2項環境衛生費について説明をお願いします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） またよろしくお願ひいたします。

それでは、予算説明書18、19ページをお願いいたします。

上段になりますが、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、28節繰出金マイナス242万3,000円につきましては、16簡易水道事業特別会計繰出金を減額するものでございます。

内容等につきましては、次の簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、上水道課関係の質疑を終了します。

以上で、議案第5号の質疑を終了します。

一般会計の全ての審査が終了、討論、採決に移ります。

議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第5号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第5号を終了します。

続いて、議案第10号 平成30年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局より説明をお願いします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） では、引き続きお願いいたします。

それでは、議案集49ページをお願いいたします。

議案第10号 平成30年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出それぞれ273万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,334万7,000円とするものでございます。

また、地方債につきましては、額が確定したことにより補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書のほうの90、91ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目簡易水道負担金、補正前404万3,000円から27万4,000円を減額いたしまして376万9,000円とするものです。内容といたしましては、建設課において施工しております市道下芦沢線道路改良工事に伴う配水管布設外工事費が確定したことによる減額補正でございます。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目簡易水道手数料、補正前4万3,000円から1万5,000円を減額し、2万8,000円とするものです。当初、給水装置事業者の申請を、いわゆる指定店の申請でございますが、1件予定をしておりましたが、申請がなかったため減額するものでございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正前6,399万7,000円から242万3,000円を減額し、6,157万4,000円とするものです。内容につきましては、事務費等の確定による補正であり、詳細については歳出のほうでご説明いたしたいと思っております。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正前50万円から32万6,000円を減額し、17万4,000円とするものです。平成29年度からの繰越金確定に伴う補正でございます。

8 款市債、1 項市債、1 目簡易水道事業債、補正前1,100万円に30万円を増額いたしまして1,130万円とするものです。本年度借り入れる地方債の確定に伴う補正でございます。内容は、平成32年度公営企業会計へ移行に伴う事務費及び工事請負費の確定によるものでございます。

次に、歳出になります。

次ページの92、93ページをお願いいたします。

1 款事業費、1 項事業費、1 目一般管理費、補正前4,680万2,000円から273万7,000円を減額いたしまして、4,406万5,000円とするものでございます。補正額の財源内訳は、地方債を30万円増額し、その他として工事負担金等271万1,000円、一般財源32万6,000円を減額するものでございます。

節の説明となります。

11節需用費の16万2,000円の減額は、清川浄水場濁度計修繕に伴う入札差金でございます。

13節委託料の50万7,000円の減額は、清川浄水場のろ過池ろ過剤調査委託が取りやめとなりましたので、それに伴う減額でございます。

15節工事請負費の123万5,000円の減額は、市道芦沢線道路改良工事に伴う配水管布設替

え工事等々の確定による入札差金の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金の48万3,000円の減額は、平成32年度公営企業会計への移行による上水道事業の会計システム改修に伴う負担金額が確定したことによるものでございます。

27節公課費の35万円の減額は、使用料及び工事費等による消費税納付額の確定に伴うものでございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子、補正前985万7,000円から1,000円減額いたしまして、985万6,000円とするものです。補正額の財源内訳はその他の公債費繰入金でございます。内容は簡水債及び公営企業会計適用債の償還利子の確定によるものでございます。

94ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書になります。

平成30年度中の起債見込み額を30万円増額し、1,130万円。平成30年度末現在高見込み額を2億8,502万9,000円とするものでございます。

簡易水道事業特別会計の補正予算は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する、委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの説明で、93ページの何か調査を取りやめという説明があったんだけど、それはどういう経過で取りやめたのか。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） ろ過池のろ過剤というのは、清川川の川の水を入れているんですが、その最終段階で砂の層を通してきれいな水を持っていくという形になっています。そのろ過剤が、不都合はないんですが、開設当初から調査前提としているという形の中で、そろそろやりたいなという話の中で、当初予算等々で、当局財政のほうのと話しをしまして、そちらのほうで起債の対象となったらやっぴいよというような話で当初予算盛らせてもらったんですが、県の市町村課等々と話をしましたら、ちょっと調査では起債の対象にならないということであれば、今支障がないであれば早急にやらなくてもいいんじゃないかと、ちょっと節約しなさいという形の中で今回とりあえず見送るという形になりました。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それ大事なことで、やっぱり現状が何とかいけるから、補助金はもらえないからやらないということよりかも、ある程度経緯年数がたったら、それは自主財源においても水のことだから、これはやっぱり何か問題が起きる前にちゃんとそういうことをやっておかないと、起きたときにやらなんだじゃだめなのかということにつながると思うんで、その辺のところはちょっと、大した金額じゃないと思うんで、それは今後やったほうが良いような気がするけれども、ぜひ新年度においてやっぱりやるべきだと私は思うけれども、その辺はどう、課長。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） おっしゃるとおりでございます。私どももそう考えているんですが、去年の財政のほうがとても厳しい査定をされまして、そういう形に。ただ、議員さんが言われたとおりその大事なライフラインの、浄水場の施設でございますので、そういう形の中引き続き財政当局と話をし、もう開設して24年近く気になりますので、一度そういう形の中で調査して、もし大丈夫としても、あとどのぐらいとかそういうめどを立てられるような形で調整をしていきたいと思っております。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第10号の質疑を終了します。

これより議案第10号 平成30年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第10号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第10号を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、議案第11号 平成30年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明・質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局より説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続きよろしくお願いいいたします。大変お疲れさまでございます。

それでは、地域し尿処理施設特別会計の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

議案集の55ページをお願いいたします。

議案第11号 平成30年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,541万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入からご説明させていただきます。

補正予算説明書の100、101ページをお願いいたします。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金1万2,000円の増額につきましては、地域し尿処理施設基金運用収入の増額に伴う補正でございます。

その下、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金

5,000円の減額につきましては、地域し尿処理施設関係職員費の確定に伴います減額補正であります。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金5,000円の増額につきましては、繰越金の確定に伴います増額補正であります。

次に、歳出であります。1枚めくっていただきまして、補正予算説明書の102、103ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費につきましては、5,000円を特定財源のその他から一般財源へ財源更生するものでございまして、内容につきましては、地域し尿処理施設関係職員費における人件費であります。

続きまして、2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿処理施設基金積立金、1万2,000円の増額につきましては、基金運用利子の増額に伴う積立金の増額補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第11号の質疑を終了します。

これより、議案第11号 平成30年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第11号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第11号を終了します。

次に、議案第12号 平成30年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局より説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続きよろしくお願いいいたします。

続きまして、農業集落排水事業特別会計の補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案集の61ページをお願いいたします。

議案第12号 平成30年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

これにつきましては、歳入歳出の繰入金の18万8,000円を繰越金に組み替えるもので、相対予算の増減はございません。

初めに、歳入からご説明させていただきます。補正予算説明書の110、111ページをお願いいたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、3目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金18万8,000円の減額につきましては、この後の繰越金を増額することによる減額補正でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金18万8,000円の増額につきましては、繰越金の確定に伴います増額補正であります。

次に、歳出であります。補正予算説明書の112、113ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正額はございません。一般会計繰入金を18万8,000円減額いたしまして、一般財源を増額する財源更正であります。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第12号の質疑を終了します。

これより議案第12号 平成30年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第12号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第12号を終了します。

次に、議案第13号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局より説明をお願いします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

下水道事業特別会計の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

議案集の67ページをお願いいたします。

議案第13号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,324万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ23億97万9,000円とするものでございます。

次の、第2条の地方債につきましては後ほど説明させていただきます。

初めに、歳入からご説明いたします。

補正予算説明書の120、121ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金、1節受益者負担金の700万円の減額につきましては、現年度の受益者負担金が減額の見込みのため減額補正をお願いするものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1節下水道使用料の700万円の増額につきましては、現年度の下水道使用料が増額の見込みのため増額補正をするものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費交付金、1節公共下水道費交付金1,250万円の減額につきましては、国からの交付金の確定に伴いまして1,250万円を減額補正するものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金3,554万9,000円の減額につきましては、主に流域下水道建設改良費の確定に伴います繰入金46万1,000円の減額と公債費繰入金3,514万4,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

7款市債、1項市債、1目下水道事業債、1節流域下水道事業債230万円の増額につきましては、釜無川流域下水道建設事業費の確定に伴います増額補正でございます。

次の、2節公共下水道事業債2,750万円の減額につきましても、下水道事業費の減額に伴います減額補正となっております。

1枚めくっていただきまして、次の歳出になります。

補正予算説明書の122ページ、123ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の50万円につきましては、当初の想定より受益者負担金の一括納入者が多かったことによる報償費の増額補正でございます。

2款事業費、1項流域下水道費、1目流域下水道費、01流域下水道建設費の183万9,000円につきましては、県の事業費の増額による建設負担金の増額と、02流域下水道維持管理費の汚水処理料が当初の見込みより少なかったことにより汚水処理費負担金の1,307万3,000円の減額となり、これを相殺した結果1,123万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、2款事業費、2項公共下水道費、1目公共下水道費、01公共下水道建設費5,500万円の減額補正につきましては、国からの交付金の減額に伴いまして、委託料の500万円と工事請負費の5,000万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては124万円の財源更正でございまして、特定財源のその他の公債費繰入金の124万円を減額いたしまして、一般財源を増額補正するものでございます。内容につきましては、事業費総額の減額に伴うものであります。

同じく、2目利子751万5,000円の減額補正につきましては、下水道事業債償還利子の確定に伴います減額補正でございます。

次のページ、124ページをお願いいたします。

地方債の平成28年度末及び平成29年度末における現在高並びに平成30年度末における現在高の見込みに関する調査でございます。

表中の一番下、右側の合計欄でご説明いたします。

平成30年度末現在高見込み額の合計につきましては、134億5,079万6,000円を見込んでおります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いします。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 今の事業費の中の、122ページの、国よりのいわゆる公共下水道費の交付金、市公共下水道事業債4,300万円ほど、これって国より、あるいは指示があつてこういう数字を一方向的に押しつけられてこういうふうに来るという話ですか。それとも、事業の執行がこれだけの金額分やり切れなかったから、こういう結果が出たのか、その辺はどうですか。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 事業費と事業債の金額はちょっと違うんですけども、実際のところ、県に国のほうから補助金として交付金がおりのわけなんですけれども、それが多い少ないは結構あつて、その年によって違ふと。ましてや県のほうで各市町村に振り分けをするわけなんですけれども、そういった中で去年は減額になってしまったという部分もあるん

ですけれども、それに伴いまして事業債のほうの借金のほうも減ってくるというような形になります。

以上であります。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、この内訳の中の15番工事請負費の5,000万円というのは、何がどうなったら5,000万円減ったということですか。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 当初予定しておりました、要は補助金の額に合わせて事業費もそれに合わせて減額すると5,000万円減ってしまうというようなことです。これは、実際のところは補助金が2,500万円ほど減って、2分の1のやつなので、事業費自体が5,000万円減ったというような内容になります。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） やりたい事業がやりこなせなかったということとは違うということね。違いますか。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 予定していた事業ができなかったということです。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その123ページの、先ほどの流域下水道維持管理費で汚水処理費が減額になったという説明があったんだけど、これはこの減額をするというその汚水処理維持管理というのは非常に日常的にやっていることだと思っただけだけど、これがこれだけ減額されるということは何か理由があるのか。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） これは、毎年毎年県のほうで相対の流れ出る汚水量というのがわかるわけです。それに対して、各市町村の人口割だと思うんですけども、負担部分があって、甲斐市については28%、全体の27.9か28%ぐらいの負担の請求が来るわけです。それが、今回相対の汚水量が見込んでいた額よりも少なかったので減ったという、そういう負担金が減ったということになります。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これの決算というのは、この補正を含んでやるということは、毎年こ

う返納ってあくまでもこの県の相対的な中で人口比に基づいてこの数字が出てくるということということで、だから逆にこれがプラスになるということもあり得るのか。過去にそういうことがあるのか。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） ほぼない。

やはり、今下水道管をかなり県のほうでも改修とか、あとほかの市町村でも改修はしているんですけども、昔の古い管なんかは結構その不明水といって、雨の水が流れ込んだりとかそういったものがかなり昔はあったわけなんです。だけれども、ここに来てかなりいろいろそういったものが減っていますので、年々やっぱりその本当に下水道で使った汚水の量がある程度確定になってきているので、年々減ってきているというような傾向になります。

以上です。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（金丸 寛君） そのほか。

清水正二委員。

○委員（清水正二君） 先ほどの斉藤委員のあれですけども、この工事費の減額、この分の延長距離とか、できなかった部分の面積だとか、そこら辺のところはどのぐらいなんですか。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 一概に、ちょっといろんなところから部分的にこう、補助金の減額になると一カ所でできないところで調整できない部分はほかのところでは減らしたりとかという部分があるので、そこら辺ははっきりとした数字はできないんですけども、場所については、大きく言いますと、竜王の新町の地内の当初やる予定だった下水管を200メートル前後削ったという形です。ここにつきましては、次年に送っても問題がないというような判断の中で削ったような形になっております。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） 以前たしか、決算終わった後、建設のほうからそういった下水道の推進というような形でもって予算を獲得するよということによって要望も出していると思うんですけども、こういう形でなくて、下水道を普及するためにぜひお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（金丸 寛君） そのほか、ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第13号の質疑を終了します。

これより、議案第13号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第13号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第13号を終了します。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上で、議案審査を終わります。

次に、次第3、その他に入ります。

委員より、その他何かありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） ないようでしたら、事務局から。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） なければ、その他を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 11 時 45 分